

「道路整備の推進」及び「道路財特法における補助率等の嵩上げ措置の継続」に関する意見書

道路は、交流人口・物流を増加させ、地域の連携による都市の成長をもたらすストック効果が期待される社会資本であり、さらには、災害時に救援活動や、復旧、復興に欠かせない重要な施設です。

当市の骨格的な道路網は、東西に横断する国道19号とこれに接続する国道257号、国道363号及び国道418号によって形成されており、これらの道路を補完する幹線道路である県道及び市道が、地域経済の交流や日常生活を支えています。

当市では人口減少対策と持続可能な財政運営が喫緊の課題であり、第2次総合計画及び「はたらく」、「たべる」、「くらす」に重点をおいた政策を推進する上においても、活力ある地域の形成を実現するために、道路は重要な地方創生の社会資本と考えています。

しかしながら、当市は中山間地であるがため、幅員が狭小ですれ違いが困難な箇所や見通しの悪いカーブなどの未整備区間が未だ多く存在しているほか、道路施設の老朽化対策も大きな課題となっています。

このような状況下において、安定的・持続的な道路整備を進めるためには、必要な道路関係予算を確保するとともに、平成29年度までとされている「道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」（以下「道路財特法」という。）の規定による補助率等の嵩上げを平成30年度以降も継続し、地方創生に資する道路整備については、特別措置を拡充する必要があります。

よって、国並びに政府におかれましては、道路財特法の規定による補助率等の嵩上げを平成30年度以降も継続するとともに、地方創生に資する道路整備については特別措置を拡充するなど、必要な道路関係予算を確保するよう強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成29年 9月29日

岐阜県恵那市議会

衆議院議長	大島理森	殿
参議院議長	伊達忠一	殿
内閣総理大臣	安倍晋三	殿
総務大臣	野田聖子	殿
財務大臣	麻生太郎	殿
国土交通大臣	石井啓一	殿 各宛て